

函南町内の所有者不明の違反広告物の除却について

静岡県では、東京五輪の開催に向け、伊豆半島等において違反広告物対策を進めています。

この一環として、調査をしてもなお所有者が不明の案件のうち、腐食や老朽化が進み、公衆の危害防止等の観点から、車両や通行者の安全が確保されていない危険性の高い看板1件を、沼津土木事務所において、関係法令等に基づく手続きを済ませ、令和2年9月30日（水）に略式代執行によって除却しました。

1 実施内容

- ・ 実施日時 令和2年9月30日（水）
略式代執行の開始宣言 午前9時30分
保管の開始 午後2時5分
- ・ 実施場所 函南町平井字山神前1439番地2付近（県道熱海函南線沿い）
- ・ 内容 対象物件の除却

2 対象物件

違反広告物1件（高さ 2.5m、金属製、※広告板なし）



3 略式代執行の流れ

- 令和2年8月6日（木） 警告書の貼付
- 令和2年8月28日（金） 対象物件の除却について公告（県公報に掲載）
- 令和2年9月30日（水） 県による対象物件の除却
東部総合庁舎敷地内（沼津市高島本町1-3）で保管開始
- 令和3年3月末 保管物の所有権が県に帰属→廃棄へ

(除却前：近景)



(除却後：近景)



(除却前：中景)



(除却後：中景)



(開始宣言)



(作業の様子)



(作業の様子)



(除却後)

